

公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都に在住する聴覚障害者の住みよい社会をめざして、その権利を擁護し、生活・文化・教育の水準の向上を図るとともに、聴覚障害に対する理解を広め、一般社会への参加を促進し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 聴覚障害者の生活問題に関する相談及び支援事業
- (2) 聴覚障害者の福祉・手話等に関する研究調査事業
- (3) 聴覚障害者の文化教養・教育向上に関する事業
- (4) 聴覚障害者の保健体育振興事業
- (5) 聴覚障害者に関する社会啓発及び普及宣伝事業
- (6) 手話の普及・啓発・指導及び手話通訳者等の養成・派遣事業
- (7) 機関紙などの出版物の刊行及び情報資料の頒布事業
- (8) 聴覚障害者の防災及び災害時の支援・情報提供事業
- (9) その他目的達成のために必要と認められる事業

2 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業

3 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業

4 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

5 介護保険法等に基づく聴覚障害者支援のための諸事業

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 介護予防支援事業
- (3) 訪問介護事業
- (4) 介護予防訪問介護事業
- (5) 通所介護事業
- (6) 介護予防通所介護事業
- (7) 地域支援事業
- (8) 障害者に対する居宅介護サービス事業
- (9) 高齢者及び心身上の障害者に対する訪問介護ならびに生活支援
- (10) 介護に関する相談事業
- (11) 前各号に付帯する一切の業務

6 第1項から第5項までの事業については東京都において行うものとする。

(組織)

第5条 この法人は目的を遂行し事業を実施するために、以下の組織を設ける。

(1) 東京都聴覚障害者連盟

東京都内の各区市町村聴覚障害者団体を構成員とし、主に生活文化や福祉保健の向上及び社会啓発や情報提供に関する諸事業を実施する。

(2) 東京聴覚障害者支援事業所

東京都内の聴覚障害者を対象に、主に相談支援や就労支援及び介護保険法に基づく聴覚障害者支援のための諸事業を実施する。

2 (1) 及び (2) の組織の運営については別途定める。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（以下「一般社団・財團法人法」という。）で定める社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的及び事業に賛同し入会した以下の団体

ア 東京都内の各区市町村聴覚障害者団体

イ 東京都内の聴覚障害者団体及び聴覚障害者支援団体

(2) 賛助会員

この法人の目的及び事業に賛同した団体

(入 会)

第7条 正会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得なければならない。

(会 費)

第8条 この法人の運営及び事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、総会において定める会費を支払う義務を負う。

(退 会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

(1) 死亡したとき、又は解散したとき

(2) 会費の納入が継続して2年以上なされず、かつ催告に応じないとき

(3) 総社員が同意したとき

3 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の三分の2以上の決議によりこれを除名することができる。

(1) この法人の定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えるなければならない。

(拠出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役 員

(種類及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 5名以上10名以内

(2) 監 事 2名

2 理事のうち1名は理事会の決議により理事長となる。ただし聴覚障害を持つ当事者以外が理事長になることはできない。

3 理事に理事会の決議により常務理事を置くことができる。

4 前項の理事長及び常務理事をもって一般社団・財團法人法上の代表理事とする。

(選 任)

第 13 条 理事は、正会員の構成員の中から総会において選出するが、必要があるときは正会員の構成員以外の者から選任することができる。ただし、3名を越えてはならない。

2 監事は、総会において選出し、この法人及び正会員となる団体の役員及び使用人が兼ねることはできない。

3 理事の選任にあたっては、理事のいずれか一人及びその親族その他の特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1越えて含まれることがあってはならない。

4 監事の選任にあたっては、この法人の理事（親族その他特殊の関係のある者を含む）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事には、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

（任期）

第 14 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（職務及び権限）

第 15 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び常務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事会及び運営組織の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

5 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を監査することができる。

（役員の報酬等）

第 16 条 理事及び監事は、無報酬とする。但し理事長及び常務理事については総会の決議による報酬を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

第5章 会 議

（種別）

第 17 条 この法人の会議は、総会、理事会の2種とする。

2 総会及び理事会は、通常会と臨時会に区別する。

3 第5条に定める運営組織において、評議員会、役員会、運営委員会等を設けることは妨げない。

（構成）

第 18 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 19 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算に関する事項

- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 基本財産の処分に関する事項
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 会員の除名
- (6) 会費の額
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (10) 理事会・監事より総会に付議された事項
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事長及び常務理事の選任及び解任
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 使用人の雇傭及び解雇、報酬に関する事項
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 20 条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後 3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする

(招集)

第 21 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第 22 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その総会において、出席した理事のうちから選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その理事会において出席した理事のうちから選出する。

(議決権)

第 23 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 24 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

5 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 総会及び理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 総会の議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

3 理事会に出席した理事長、常務理事及び監事は、前々項の議事録に記名押印する。

第6章 会計及び資産

(事業年度)

第26条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第27条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産
- (2) 基本財産以外の財産目録に記載された資産
- (3) 事業年度内における次に掲げる収入

ア 会費
イ 寄付金品
ウ 事業に伴う収入
エ 財産から生ずる収入
オ その他の収入

2 基本財産は次の各号に掲げる資産をもって構成する。

(1) 建物 ア 東京都渋谷区東一丁目66番3
鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺3階建 延323.19平方メートル
東京聴覚障害者自立支援センター一棟

(2) 土地 ア 東京都渋谷区東一丁目66番3
東京聴覚障害者自立支援センター用に供する敷地
一筆 195.57平方メートル

イ 東京都渋谷区東一丁目66番1
東京聴覚障害者自立支援センター用に供する敷地
一筆 38.41平方メートル

3 基本財産に指定されて寄付された資産は、速やかに前項の資産に記載する手続きをとらなければならない。

4 基本財産は取り消し又は担保に供してはならない。ただしこの法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、総会の議決を経て、その一部に限り処分することができる。

(資産の管理)

第28条 この法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

(経費の支弁)

第29条 この法人の経費は、基本財産を除く資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第30条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 31 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第 32 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第 33 条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

（利益の禁止）

第 34 条 この法人は、会員、役員、使用人若しくはこれらの親族等に対し、特別な利益を与えることはできない。

2 この法人は株式会社その他の営利事業を含む者、特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与えることはできない。ただし、公益目的法人に対しこの法人が行う公益目的事業のために寄付その他の特別の利益を与えることはできる。

第 7 章 事務局等

（事務局の設置等）

第 35 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の統括は常務理事が行う。

3 常務理事及び使用人の任免は、理事会の決議を経て理事長が行う。

4 前項の決議にあたり、第 5 条で定める運営組織は、候補者を推薦することができる。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 36 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 37 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の

決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法等

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(情報公開)

第 41 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため活動状況、運営内容、計算書類等を積極的に公開する。

(個人情報の保護)

第 42 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護には万全を期すものとする。

第 10 章 雜 則

(委 任)

第 43 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

付 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は宮本一郎とし、副理事長は倉方厚子及び長谷川則之とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第26条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款は平成29年6月17日改正する。

5 この定款は平成31年3月17日改正する。

6 この定款は令和6年3月17日改正する。

7 この定款は令和7年3月16日改正する。